

福島県農林水産業振興計画 指標値（森林整備面積）の見直しについて

令和7年11月28日
森 林 整 備 課

1 見直しする理由

現指標である森林整備面積は、原発事故以降、放射性物質の影響から大きく落ち込み、その回復に向けてふくしま森林再生事業などにより間伐を中心とした施業を実施してきた（資料2－2）。

近年、終戦直後や高度経済成長期に造林された森林資源が充実するとともに、新たな大型製材工場の稼働・計画等により県産材の需要が拡大していることから、主伐による素材生産量が増加傾向にあり、主伐の対象範囲は、これまで森林整備面積に含めていた高齢林（51～60年生）の間伐まで拡大することが見込まれる（資料2－3）。

このため、県産材の供給拡大と次の世代となる森林の適正な維持に向け、これまでの間伐中心の施業から、再造林を含む人工造林の強化へと転換を図ることとし、森林整備面積全体の目標値を見直す。

2 新たな目標値について

森林整備面積の現行の推移と新たな目標値（単位：ha）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現・目標値a	6,200	6,300	6,500	6,700	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000
実績b	5,857	5,325	4,754	4,583	-	-	-	-	-	-
達成率(b/a)	94%	85%	73%	68%	-	-	-	-	-	-
新・目標値	-	-	-	-	4,700	5,000	5,200	5,500	5,800	6,100

※森林整備面積は「人工造林」「下刈り」「除伐」「間伐」等の施業面積の合計（主伐は含まれない）。

3 主な見直し点（資料2－4）

現目標値の森林整備面積全体を検討する際、森林整備面積を構成する「人工造林」、保育に係る「下刈り」、「除伐」、「間伐」、の施業別の内訳推移を分析しており、その中でも今回の見直しに関して影響の大きい「間伐」及び「人工造林等」については、以下のとおり。

（1）間伐面積

主伐対象林齢の拡大に伴い、間伐対象割合が減少することから、間伐面積を現目標値から半減とする。（R12 ⇒ 現目標値の53%）

（2）人工造林等面積

主伐後、再造林を着実に進めていく必要があるが、全国的な課題として、主伐収入で造林費用が賄えないことや林業従事者の減少から再造林が進んでいない。さらに本県は、放射性物質の影響から森林経営意欲がより減退したことで再造林は低位に留まっており、R7の森林整備面積全体の現目標値7,000haを実情に合わせて4,700haに見直しを行う必要が生じていた。

しかしながら、森林資源の循環利用に向けて、再造林を含む人工造林については、省力化や低コスト化を図りながら、現目標値の1.5倍を目指す。（R12 ⇒ 現目標値の152%）

4 参考（森林・林業を取り巻く状況）

（1）木材需要の高まり（資料2－5）

林業産出額や民有林素材生産量は震災前の実績を上回っている。

（2）木材関連施設の稼働状況（資料2－6）

大型製材工場の新設、バイオマス発電施設の稼働状況から、今後も継続的な木材需要が見込まれる。

(3) 国・県の新たな施策展開

花粉発生源対策、県カーボンニュートラル条例の制定から森林の若返りに向けた対策が強化されている。また、全国森林計画が主伐量増加・間伐量減少傾向で見直しされている。